

令和7年度

御所市

「子ども食堂応援補助金」

実施団体募集要項

目次

- 1. 子ども食堂補助金について 1
- 2. 補助対象団体 1
- 3. 補助対象事業 1
- 4. 補助対象経費 2
- 5. 補助額 2
- 6. 募集期間・申し込み手続き 3
- 7. 補助団体の審査・決定 3
- 8. 補助金の交付と精算 4
- 9. 事業実施にあたっての留意点 5
- 10. 補助金の手続きの流れ 5



御所市 健康福祉部 子育て推進課

〒639-2237 奈良県御所市 774-1

TEL 0745-44-3494 (ダイヤルイン)

62-3001 (内線 143)

FAX 0745-65-2615

1. 子ども食堂補助金について

今日、共働きや核家族化が進行し、また、ひとり親家庭なども増加しています。そのような中で、子供が一人で食事をする「孤食」も増えてきています。無料もしくは安価でバランスの良い食事を提供する「子ども食堂」はこうした子どもたちへ、食事の提供とともに、地域での居場所づくりとして、また、保護者への子育て支援としても注目され、全国に組み込みが広がっています。

本市では、このような子ども食堂に取り組む団体を支援するため、令和3年度より、「御所市子ども食堂応援補助金」を創設しました。

この補助金は、必要な備品・食材購入費等の運営経費に対し一部補助するものです。ひとりで食事をしている子、家でひとりすごしている子、様々な家庭環境で過ごす子らに対して、地域のあたたかいまなざしで、安全で安心な居場所を提供できる取り組みを応援します。 ※「子ども」とは、おおむね18歳未満の者をさします。

2. 補助対象となる団体について

- (ア) 継続的かつ安定的に次条に定める補助対象事業を実施できること。
- (イ) 地域活動及び子どもの支援に資する活動等を行う団体であること。
- (ウ) 公序良俗に反する活動を行う団体ではないこと。

3. 補助対象となる事業について

- ① 実施回数は、おおむね月1回以上とすること。
- ② 1回当たりおおむね10食以上の食事を提供すること。
- ③ 食品衛生責任者を置き、食品衛生法（昭和22年法律第233号）をはじめとする諸法令を遵守した運営を行うこと。
- ④ 子どもが広く参加できるよう広報活動を行うこと。
- ⑤ 御所市内で実施すること。
- ⑥ 子どもの特性等による参加の制限をしないこと。
- ⑦ 手作りの食事の提供を行うとともに、学習支援、文化活動、相談支援など交流の場の提供を行うなど居場所づくりに取り組むこと。
- ⑧ 食事の提供に当たっては、利用者に食物アレルギーの有無について確認を行うこと。
- ⑨ 周囲の環境、運営時間等に配慮し、安全の確保を充分に図ること。
- ⑩ 子ども食堂運営中の事故等に備えて、傷害保険、生産物損害賠償保険等に参加すること。
- ⑪ 営利（利用者からの食材等の実費相当額の徴収を除く。）を目的としないこと。
- ⑫ 政治的及び宗教的活動を行うことを目的としないこと。
- ⑬ 気になる子どもについては、行政機関につなぐなどの対応を行うこと。
- ⑭ 個人情報の保持と管理に努めること。

4. 補助対象となる経費について

補助対象経費	補助金の額	補助限度額
食材費、消耗品費（日用品、学習用品、絵本等）、講師謝金、施設使用料、光熱水費、印刷費、通信運搬費、修繕費その他補助対象事業の運営に直接必要な経費として市長が必要と認めるもの	左欄の経費から補助対象事業に係る収入額を控除して得た額又は1食当たり250円に総食数を乗じて得た額のいずれか少ない方の額	40万円
保険料	保険料相当額	
食品衛生責任者講習受講料	講習受講に必要な額（上限1万円）	
調査、研修等に係る交通費	交通費相当額	5万円

5. 補助額について

【運営経費】

運営経費にかかる限度額は、40万円を上限として、対象事業期間（4月～翌年3月）に提供した総食数に250円を乗じた額及び保険料相当額、食品衛生責任者講習受講料（上限1万円）の合計、もしくは、事業に要する支出額から事業にかかる収入額（参加料等）を控除した額（実支出額）のいずれか低い方の額とします。

【交通費】

運営のために他団体への調査や研修等に参加した場合は、5万円を上限として交通費を支給します。

【活動加算】

活動加算は、10万円を上限として、交流会は1回につき1,000円、学習会は1回につき5,000円とします。

（実際の運営にあたって）

- ・実施計画に基づき、経費をどううまくマネジメントしていくかが大切です。
- ・本補助金の運営経費は、食材費だけではなく、チラシを作る費用や保険加入料なども対象としています。
- ・食材等については、地元の農家との連携など、いろいろなネットワークを広げることで、経費を抑えることができます。

6. 募集期間・申し込みの手続きと提出先について

【補助団体の募集期間】

令和7年4月1日（火）～6月30日（月） ※以後は随時受け付けます。

- ・申請にあたっては、直接申請書等をご持参ください。その際、内容についてお聞きすることがありますので、概要を把握している方にお越しいただきますようお願いいたします。
- ・年度途中からの開催にあたっては、補助上限額を12月で割り、活動月数を乗じた額とします。
- ・4月以降の運営を対象とします。

【申し込みの手続き】

下記の一覧で示す書類の提出が必要です。

申請書類は、子育て推進課で配布するほか、市のホームページからも取り出し可能です。

「補助金申請書類一覧」（各1部）

提出書類
1. 補助金交付申請書（様式第1号）
2. 事業実施計画書（様式第2号）
3. 団体概要書（様式第3号）
4. 収支予算書（様式第4号）
5. 団体の会則又は規約等
6. 団体の会員名簿
7. 食品衛生責任者の資格を有することを証する書類
8. その他申請に必要な資料等

※提出書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

7. 補助団体の審査や交付の決定について

提出された申請書類等により下記の審査項目を基本に審査を行い、補助団体を決定します。

【審査の項目】

① 事業の目的 ② 取り組み内容 ③ 予算の妥当性 ④ 継続性 ⑤ 地域性 等

【補助団体数】

上記審査項目に基づき、審査し予算の範囲内で決定します。

8. 補助金の交付と精算について

【補助金の交付】

補助金については、申請書に基づき、概算払い（あらかじめ補助金の一部を先に交付し、年度末に精算する方法）が可能です。また、事業終了後の年度末に一括して精算払いすることも可能です。

- I 概算払い（申請の約1か月後）
- II 精算払い（実績に基づき年度末に支払い）

※どちらかをお選びください。

※概算払いを希望する場合は、請求書（様式あり）を交付決定後に提出してください。

【交付の取り消し】

以下に示す項目に一つでも該当する場合は、補助金の交付を取り消し、すでに交付した額の全部または一部を返却いただきます。

- ① 補助金の交付決定の内容やこれに付した条件に違反したとき。
- ② 補助金を本事業の用途以外に使用したとき。
- ③ 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- ④ 事業実績が確認できないとき。
- ⑤ 暴力団等であることが確認されたとき。

※ なお、事業遂行について、報告書を求めることがありますので了承願います。

【補助金の精算】

令和7年度（令和8年3月末まで）の事業の終了後、すみやかに実績報告書等を提出していただき、概算でお支払いした補助金について、設備等経費と運営経費についてそれぞれ精算をしていただきます。

その際、交付確定額と概算払い額との差額分を返却していただくか、もしくは追加交付（振込）いたします。

「実績報告等書類一覧」（各1部）

提出書類
1. 事業実績報告書（様式第6号）
2. 事業実績調書（様式第7号）
3. 収支決算書（様式第8号）
4. その他必要な証拠資料等

9. 事業実施にあたっての留意点について

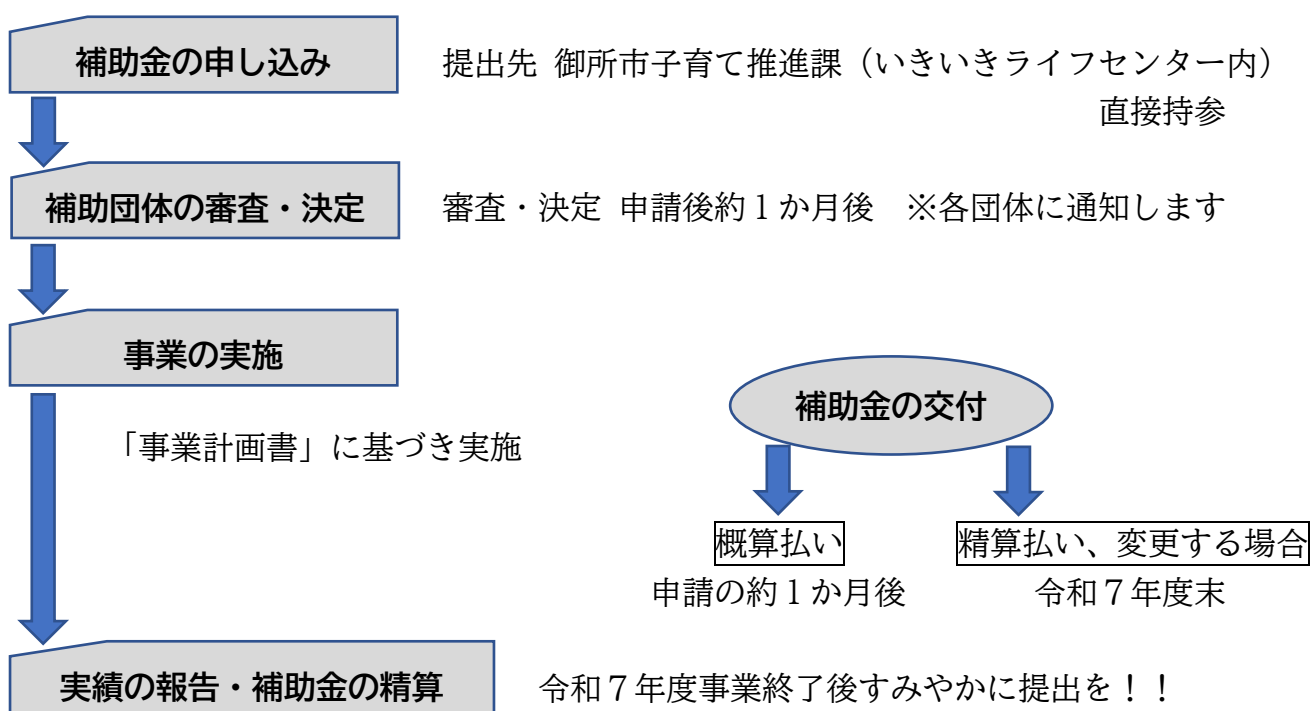
- ① 原則、調理を行うこと。
- ② 保健所の指導事項を遵守し、食中毒に注意して食品を取り扱うこと。
- ③ 食物アレルギーの子どもが誤食することがないように十分配慮すること。
- ④ 食事提供のほか、学習支援等居場所づくりの取り組みを行い、地域でのつながりを生み出すような取り組みにしていこう。

※ 居場所づくりの内容については、各団体の創意工夫により実施してください。

例えば、「学習支援」として、大学生や地域ボランティアによる、宿題や学習の支援を行ったり、「工作や昔遊び教室」として、高齢者等とのふれあう場を企画したり、「お楽しみ会」として、人形劇や紙芝居、本の読み聞かせ等を行うなど。

- ⑤ 気になる子どもについては、行政機関等につなぐなどの対応を行うこと。
- ⑥ 個人のプライバシーには十分配慮すること。
- ⑦ 参加する子どもの行き帰りの安全確保に努めること。

10. 補助金の手続きの流れについて



メモ